

廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「環境省令」という。）に基づき、地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の5第1項の規定に基づき環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センター（以下「廃棄物処理センター」という。）及び産業廃棄物処理業者が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による汚染状況のモニタリング及び特に福島県内において大量に発生している特定一般廃棄物、特定産業廃棄物等の8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を周辺住民等の理解を得ながら円滑・適正に推進するために行う安全対策等の事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地方公共団体、廃棄物処理センター及び産業廃棄物処理業者の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「廃棄物処理施設モニタリング」とは、地方公共団体又は廃棄物処理センターが行う、次に掲げる事業をいう。
- イ 特措法第16条第1項第4号の規定による廃棄物の事故由来放射性物質（セシウム134及びセシウム137に限る。以下同じ。）の汚染の状況について、環境省令で定める方法による事故由来放射性物質の濃度を測定するための検査機関への委託
- ロ 特措法第24条第1項の規定により、環境省令で定める技術上の基準に従い、特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う際に、環境省令で定める方法による事故由来放射性物質の濃度を測定するための検査機関への委託
- ハ 特措法第24条第2項の規定により、環境省令で定める技術上の基準に従い、特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う際に、環境省令で定める方法による事故由来放射性物質の

濃度を測定するための検査機関への委託

- 二 「8,000Bq/kg以下の廃棄物」とは、特措法第2条第2項に規定する廃棄物であつて、環境省令第20条に規定する方法（特措法第16条第1項各号に定める廃棄物にあつては、環境省令第5条に規定する方法とする。）により調査した結果、事故由来放射性物質についての放射能濃度が8,000Bq/kg以下であると認められるもの（特措法第17条第1項の規定による指定に係るものを除く。）をいう。
- 三 「一部事務組合」及び「広域連合」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。
- 四 「産業廃棄物処理業者」とは、廃棄物処理法第14条第1項、第14条第6項、第14条の4第1項又は第14条の4第6項の許可を受けている者をいう。
- 五 「特定一般廃棄物」とは、特措法第23条第1項に規定する特定一般廃棄物をいう。
- 六 「特定産業廃棄物」とは、特措法第23条第2項に規定する特定産業廃棄物をいう。

（交付の対象等）

第4条 環境大臣、東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成するため、地方公共団体、廃棄物処理センター又は産業廃棄物処理業者が行う次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金の交付対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 廃棄物処理施設モニタリング
 - 二 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理
 - 三 その他当該8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に関連した必要な事業
- 2 補助対象経費の区分及び交付額は別表1のとおりとする。
- 3 第1項各号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、それぞれ次の各号に掲げる者とする。
- 一 第1項第1号の事業
特措法第16条第1項第4号に掲げる者及び特措法第24条第1項又は同条第2項に該当する地方公共団体及び廃棄物処理センター
 - 二 第1項第2号の事業
福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行う地方公共団体、廃棄物処理センター及び産業廃棄物処理業者
 - 三 第1項第3号の事業
福島県内で発生した8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を行う地方公共団体、廃棄物処理センター及び産業廃棄物処理業者

（交付の申請）

第5条 前条第1項に掲げる事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときには、次により行うものとする。

- 一 前条第1項第1号の事業を実施しようとする廃棄物処理施設（福島県に所在する施設を除

く。)が以下に所在する場合は、様式 1 による交付申請書に関係書類を添えてそれぞれ提出して行うものとする。

イ 東北地方環境事務所管内以外に所在する場合には、環境大臣

ロ 東北地方環境事務所管内に所在する場合には、東北地方環境事務所長

二 前条第 1 項第 1 号の事業を実施しようとする廃棄物処理施設が福島県に所在する場合並びに同項第 2 号及び第 3 号の事業を実施しようとする場合は、様式 1 による交付申請書に関係書類を添えて福島地方環境事務所長に提出して行うものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 大臣等は、前条第 1 項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式 2 による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 大臣等は、前条第 2 項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 大臣等は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付の条件）

第 7 条 当該補助対象経費については、国が東京電力ホールディングス株式会社に対して求償を行うものとする。

2 補助事業者は、国の求めに応じて、前項の求償を行うために必要な帳簿及び証拠書類の写し等を国に提出しなければならない。

3 第 1 項の求償により東京電力ホールディングス株式会社から国に支払われた金銭については、その全部を国庫に納付するものとする。

（交付の申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して 15 日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

（契約等）

第 9 条 補助事業者が補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、次の

各号のとおりとする。

- 一 補助事業者のうち地方公共団体にあつては、補助事業を遂行するため、売買、委託その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難な場合又は不適當な場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - 二 補助事業者のうち民間事業者にあつては、可能な限り複数者から見積りを取った上で、当該見積りの中で補助事業を適正に遂行するに足りると認められる範囲における最低価格を提示した者を選定（一般競争等）するものとする。ただし、複数者から見積りを取ることが困難な場合や最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備した上で、補助事業を適正に遂行することが可能と認められる業者と契約等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結しなければならない。

（補助金の経理）

- 第 10 条 補助事業者は、補助事業の経費について、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載した会計帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その会計帳簿並びに収入及び支出の証拠書類を整理し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。
- 2 大臣等は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿及び証拠書類について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（債権譲渡の禁止）

- 第 11 条 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。
- 2 大臣等が第 17 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣等に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣等は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣等に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- 一 大臣等は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへ

の質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣等は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣等が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣等が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（変更交付申請手続）

第12条 補助金の交付決定を受けた後、事情の変更等により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、補助事業者が様式3による変更交付申請書を大臣等に提出して行うものとする。

2 大臣等は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、変更交付決定を行い、様式4による変更交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第13条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式5による計画変更承認申請書を大臣等に提出し、様式6による承認を受けなければならない。なお、第4条第1項第2号及び第3号で定める事業について補助金の額に変更を伴う場合は、前条に定める手続によるものとする。

一 第4条第1項第1号で定める事業にあつては、補助対象経費の区分ごとに配分された額を増額変更しようとするとき。

二 第4条第1項第2号及び同第3号で定める事業にあつては、補助事業の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表3の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。

三 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表3の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。

2 大臣等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式7による中止（廃止）申請書を大臣等に提出し、様式8による承認を受けなければならない。ただし、第4条第1項第1号で定める事業において、補助事業者が特措法第16条の調査義務を免除されたことにより補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止する場合には、第16条の実績報告の際に補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止による減額後の金額をもって報告することとし、大臣等は第17条による補助金の額の確定の手続をもって、補助事業の中

止又は廃止の承認に替えるものとする。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣等の要求があったときは、速やかに様式 9 による遂行状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 14 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 10 による実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式 11 による年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 3 大臣等は、前 2 項の規定により補助事業者が提出した書類に不足等がある場合には、実績報告書に関する書類等の提出を補助事業者に求めることができる。
- 4 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 大臣等は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 12 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に当該確定した額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、申請に基づき補助金の額の確定の通知から 90 日以内で大臣等が別に定める日以内とすることができる。
- 4 大臣等は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 18 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式 13 による精算払請求書を大臣等に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第 19 条 大臣等は、第 14 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、適正化法、施行令その他の法令又はこの要綱の規定に定めるところに違反したことにより、大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合について、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。ただし、第 17 条第 3 項ただし書きについては、これを準用しない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 20 条 補助事業者は、補助事業の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式 14 による消費税等仕入控除税額報告書を速やかに大臣等に提出しなければならない。
- 2 大臣等は、前項の規定による消費税等仕入控除税額報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の納付については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。ただし、第 17 条第 3 項ただし書きについては、これを準用しない。

(財産の管理等)

- 第 21 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 15 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 16 条第 1 項に定める実績報告書に前項に定める取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
- 4 大臣等は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式1による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄含む。)を行ってはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣等に報告し、受理されたものについては、大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 大臣等は、前項の承認手続を経て取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときはその収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
- 5 前項の納付について、大臣等が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第23条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第13条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第15条の規定に基づく遂行状況報告、第16条第1項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく年度終了実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第21条第2項の規定に基づく取得財産等管理台帳、又は第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下、「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第24条 大臣等は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(標準処理期間)

- 第25条 大臣等は、第5条又は第12条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定を行うものとする。

(その他)

- 第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境

再生・資源循環局長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 30 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算にかかる事業から適用する。
- 2 令和 5 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

別表 1

事業区分		補助対象経費	補助金の種類	補助限度額
I. 廃棄物処理施設モニタリング	1. 第3条第1号イの測定（特措法第16条第1項第4号に係る測定）	(1) 別表2の①の測定費用	定額補助	1か月当たり、別表2に掲げる基準額と検査機関に支払う1回分の測定費用を比較して少ない方の額
	2. 第3条第1号ロの測定（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準に係る測定）	(1) 環境省令第33条第1号で規定する特定一般廃棄物処理施設にあつては、別表2の②及び③の測定費用	定額補助	1か月当たり、別表2に掲げるそれぞれの調査項目当たりの基準額と検査機関に支払う1回分の測定費用を比較して少ない方の額
		(2) 環境省令第33条第2号で規定する特定一般廃棄物処理施設にあつては、別表2の④及び⑤の測定費用		
	3. 第3条第1号ハの測定（特定産業廃棄物処理施設維持管理基準に係る測定）	(1) 環境省令第35条第1号で規定する施設にあつては、別表2の③の測定費用	定額補助	1か月当たり、別表2に掲げるそれぞれの調査項目当たりの基準額と検査機関に支払う1回分の測定費用を比較して少ない方の額
		(2) 環境省令第35条第2号で規定する施設にあつては、別表2の②及び③の測定費用		
		(3) 環境省令第35条第3号で規定する施設にあつては、別表2の④の測定費用		
		(4) 環境省令第35条第4号で規定する施設にあつては、別表2の⑥及び⑦の測定費用		

		(5) 環境省令第 35 条第 5 号で規定する施設にあつては、別表 2 の④及び⑤の測定費用		
Ⅱ. 8, 000Bq/kg 以下の廃棄物の処理	1. 最終処分	<p>○8, 000Bq/kg 以下の廃棄物の埋立処分等（追加的に発生するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場での安全な埋立処分を実施するために必要な資材（ベントナイト、遮水シート等）の購入、施工等に要する経費 ・最終処分場での埋立処分に必要な消耗品（封入容器等）の購入費 ・最終処分場での埋立処分に必要な放射線管理費用等 	定額補助	定額
	2. 中間処理	<p>○8, 000Bq/kg 以下の廃棄物の破碎・選別・焼却処理等（追加的に発生するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設での処理に必要な消耗品（封入容器等）の購入費 ・中間処理施設での選別及び他の廃棄物との混合防止等に必要な受入れ・保管場所の確保（簡易な舗装を含む）に要する経費 ・中間処理施設での処理に必要な放射線管理費用等 		
	3. 収集・運搬	<p>○8, 000Bq/kg 以下の廃棄物の収集・運搬（追加的に発生するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両等の借上費 ・収集・運搬に必要な消耗品（運搬に使用する梱包資材等）の 		

		<p>購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬に必要な消耗品の廃棄に要する経費 ・収集・運搬の円滑な実施のため必要な詰替え、補修等の措置に係る経費 ・収集・運搬に必要な放射線管理費用等 		
	4. 放射性物質の測定	<p>○8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理に当たって必要な、廃棄物、排ガス及び排水等の放射性物質濃度並びに処理施設等周辺の空間線量率等の測定（追加的に発生するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定業務委託費 ・詰所・機械の導入費 ・消耗品（記録媒体等）の購入費 ・詰所・機械の撤去費等 		
	5. その他	<p>上記 1～4 に定めるもののほか、特に、大臣等が必要と認めるもの</p>		
Ⅲ. その他当該 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理に関連した必要な事業	1. 処理計画の策定・変更	<p>○8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理方法等の検討（追加的に発生するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の招集経費（謝金等） ・印刷製本費 ・消耗品（用紙等）の購入費等 	定額補助	定額
	2. 施設周辺住民の理解促進	<p>○住民説明会や講習会の開催、先進施設への見学、地元住民による監視委員会等の設立・運営、チラシの配布等（追加的に発生するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の招集経費（謝金等） ・旅費 ・会場借上費 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 ・消耗品（用紙等）の購入費 ・放射性物質濃度の測定経費等 		
	3. その他	上記1、2に定めるもののほか、特に、大臣等が必要と認めるもの		

注) ①市町村等職員の人件費等、固定費は補助対象外とする。

②建物・機械・機器の導入は、レンタル（又はリース）を原則とする。

③パソコン、デジタルカメラ等の汎用品の購入は対象外とする。

別表 2

調査項目	調査対象費用	基準額
① ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻	特措法第16条第1項第4号に定める廃棄物の事故由来放射性物質の汚染の状況について、環境省令で定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額
② 排ガス	処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあって、当該排ガスの排出口において、当該ガス中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額
③ 放流水（排水口）	処分に伴い生じた排水を放流する場合にあって、当該放流水の排水口において、当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額
④ 周縁地下水等	最終処分場の周縁の地下水、又は、地下水集排水設備により排出された地下水の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額
⑤ 放流水（埋立地）	放流水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額
⑥ 周縁地下水	最終処分場の周縁の地下水の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額
⑦ 浸透水	浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、環境大臣が定める方法により測定する費用	大臣が別に定める額

別表3

区 分	重 要 な 変 更	
	経費の配分の変更	事業内容の変更
I. 廃棄物処理施設モニタリング		1. 補助事業者の変更 2. 処理する場所の変更
II. 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理	区分の欄に掲げる項目相互間での流用額の30%を超える増減	3. 事業の追加
III. その他当該8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理に関連した必要な事業		

様式 1 (第 5 条関係)

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付申請書

識別番号	
番	号
年	月 日

環境大臣 (又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長) 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 交 付 申 請 額 金 円 (うち消費税相当額 円)
2. 調 査 対 象 期 間 令和 年 月分 から 令和 年 月分
3. 補 助 事 業 の 内 容
 - 別紙 1 補助金所要額調書
 - 別紙 2 モニタリング事業実施計画書
 - 別紙 3 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理事業実施計画書
 - 別紙 4 予算調書
4. 添 付 書 類
 - (1) 見積書等金額の根拠資料
 - (2) その他適宜必要な参考資料
5. 本 件 責 任 者 及 び 担 当 者 の 氏 名、連 絡 先 等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

(注1) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(注2) 「3. 補助事業の内容」の別紙2及び別紙3は該当する事業のみ提出すること。なお、別紙2のみの場合は別紙1及び別紙4の提出を要しない。

令和〇〇年度補助金所要額（精算）調書

事業名 廃棄物処理施設モニタリング等事業

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	補助対象 経費 (D)	補助金 所要額 (E)

(注1) (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。

(注2) (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。

(注3) (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。

(注4) (D) 欄には、補助対象経費の支出予定額を記入すること。

(注5) (E) 欄には、(C)、(D) を比較して少ない方の額を記入すること。

(注6) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

別紙2（第4条第1項第1号関係）

モニタリング事業実施計画書

事業者名	事業者所在地

1. 施設の内容等							
施設名		施設の種類					
施設所在地							
2. モニタリング事業経費内訳 （単位：円）							
		補助事業に要する経費			国庫補助金所要額		
事業区分及び補助対象経費	調査項目	調査対象月数(A)	単価(B)	補助対象経費の支出予定額(C)	補助限度額(A)×基準額(D)	国庫補助金所要額(C)と(D)を比較して少ない方の額(E)	備考
1. (1)	①						
2. (1)	②						
2. (1)	③						
2. (2)	④						
2. (2)	⑤						
3. (1)	③						
3. (2)	②						
3. (2)	③						
3. (3)	④						
3. (4)	⑥						
3. (4)	⑦						
3. (5)	④						
3. (5)	⑤						
国庫補助金所要額合計							

(注1)「施設の種類」については、「特定一般廃棄物処理施設」若しくは「特定産業廃棄物処理施設」を記載。

(注2)「事業区分及び補助対象の経費」及び「調査項目」については別表1を参照し、補助申請する経費の内容を記載し、補助申請がない項目については、適宜行を削除。

(注3)「補助対象経費の支出予定額」については、月単価の算出ができないなど、調査対象月数全体で金額を算出する場合は、「単価」の欄には「－」を記載し、「補助対象経費の支出予定額」の欄には総価を記載し、備考欄には「測定費用総額記載」と記載。

(注4)「単価」及び「補助対象経費の支出予定額」の欄は消費税相当額を含んで補助申請する場合は、消費税相当額を含んだ金額を記載。

(注5)「調査項目」④又は⑥については、埋立処分開始前の測定費用を含んで申請する場合は、「補助対象経費の支出予定額」の欄には埋立処分開始前と埋立処分開始後の測定費用の総価を記載し、備考欄には「埋立処分開始前経費含む」と記載。

(注6)「国庫補助金所要額合計」の金額を交付申請書の「交付申請額」に記載。

(注7) 複数の処理施設について補助申請する際は、モニタリング事業実施計画書を施設毎に作成する。その際には、各モニタリング事業実施計画書の「国庫補助金所要額合計」の金額を積み上げた合計金額を交付申請書の「交付申請額」に記載し、交付申請書に全てのモニタリング事業実施計画書を添付。

(注8) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

別紙3（第4条第1項第2号及び第3号関係）

8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理事業実施計画（報告）書

【補助事業者名： _____】

1 補助事業者の概要

(1) 事業者の概要

フリガナ		フリガナ	
団体名		代表者 職・氏名	
所在地	〒		
電話番号	() -	ファックス番号	() -
メールアドレス		ウェブページ URL	
事業概要（市町村の場合は記入不要）			
沿革（市町村の場合は記入不要）			

(2) 現在実施している 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理事業の概要

処理方法	例) ・中間処理（焼却） ・最終処分（管理型）
処理対象物	例) 産業廃棄物（木くず、金属くず、） 一般廃棄物（生活ごみ（可燃物））
発生地域	例) 福島県の浜通り全域
処理数量	※昨年度の実績を記載する。 ※処理方法が複数ある場合にはそれぞれについて記載する。
放射線量目安	取扱っている廃棄物の放射線量の範囲の目安を記載する。 例) $\mu/Sv \sim \mu/Sv$
施設概要・許可等	※施設を有する場合はその詳細（処理能力や残容量等）について記載し、それを証する資料を添付する。 ※業許可・設置許可等の取得状況を記載し、資料を添付する。

2 事業内容

(1) 本事業の内容

事業区分	<p>要綱第4条第2項に基づく補助対象経費の事業区分を記載する。 (別表1の事業区分を参照すること)</p> <p>例) 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理(1.最終処分)</p>
事業内容	<p>当該事業が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理を進めるためになぜ必要であるかを明らかにした上で、具体的な実施方法を記載すること。</p> <p>例) ①ベントナイトの購入 (※必要性及び具体的な実施方法について記載する)</p> <p>②放射能濃度の測定 (※同上)</p>
事業経費 (詳細は別添事業費 算出内訳のとおり)	<p>例) ①ベントナイトの購入 ○円 ②放射能濃度の測定 ○円</p> <p>合計 ○円</p>
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) 本事業で処理対象とする廃棄物について

種別	<p>例) 種別 : がれき類、ガラス陶磁器くず、もえがら、汚泥</p>
数量	<p>数量 : 年間1000トン</p>
放射能濃度	<p>〇〇Bq/kg~〇〇Bq/kg 〇〇μSv/h~〇〇μSv/h</p>
発生経緯	<p>処理対象とする廃棄物の発生経緯について記載する。 原発事故当時の対象物の状況、廃棄物の排出者、発生時期、発生場所等。</p> <p>例) ・浜通りの市町村で事業再開のため工場を修繕した際に排出されるがれき類 ・浜通りの市町村で発生するリフォーム廃材(瓦等) ・県内各地の木くずや廃プラを焼却処理したもえがら</p>
処理計画	<p>例) 毎月100トン弱を処理</p>

処分の実施を予定している廃棄物処理施設	施設名称：
	所在地：
	施設種類：
	(※施設種類欄には、焼却施設や最終処分場等、本事業において処理の実施を予定している廃棄物処理施設の種別を明記すること。また、施設の概要がわかるパンフレット等を添付すること。)
写真	
保管状況が分かる遠景写真 (※写真は代表的なものを添付すること。)	廃棄物の性状が分かる近景写真 (※写真は代表的なものを添付すること。)

(注1) 申請時は、本事業を通じて処理を計画している廃棄物について記載する。

(注2) 実績報告時は、本事業において実際に処理を行った8,000Bq/kg以下の廃棄物について記載すること。あわせて、処理を行った全数について、以下の資料を提出すること。

- ・種別、数量、放射能濃度及び発生経緯を記載したリスト
- ・廃棄物が適正に処理されたことを証する資料（産業廃棄物管理票の写し等）
- ・放射能濃度の測定結果報告書

3 添付書類

- ① 本事業の工程表
- ② 廃棄物処理のフロー図（本事業の該当部分がわかるよう図示すること）
- ③ 本事業の実施体制（担当部署、担当者、連絡先等も記載すること）
- ④ 本事業の一部を第三者へ委託する場合又は第三者と共同して実施する場合の契約書（案）
- ⑤ 事業費算出内訳（別添例）
レンタル設備のパンフレット、見積書等の算出根拠も添付すること。なお、見積書等は、補助対象経費が内訳等において明示されているものとする。
- ⑥ 関係図面等
施設や設備機器については、位置図・平面図・構造図などの関係図面等を添付すること。また、その規模や能力等の算定根拠を添付すること。
- ⑦ その他
適宜、事業内容について参考となる資料を添付すること。

(別添)

事業費算出内訳(作成例)

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
Ⅱ. 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理					
中間処理費	消耗品費		〇〇	〇〇〇	フレキシブルコンテナ 〇×@〇〇円=〇〇円
	小計		〇〇	〇〇〇	
最終処分費	消耗品費		〇〇	〇〇〇	遮水シート〇枚×@〇〇円=〇〇〇円
	小計		〇〇	〇〇〇	
運搬費	自動車借上料	〇〇台	〇〇	〇〇〇	【保管場所-焼却施設】 延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
Ⅱ. 合計					
Ⅲ. その他当該 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理に関連した必要な事業					
処理計画の策定	消耗品費		〇〇	〇〇〇	印刷用紙〇枚×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
住民説明	旅費・謝金			〇〇〇	延〇人×〇日×@〇〇円=〇〇〇円
	会場借上料			〇〇〇	〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
Ⅲ. 合計					
	合計			〇〇〇	

(注1) 地方公共団体の常任職員の人件費は計上しないこと。

(注2) 本事業に係る経費を明確に区分できない場合は、計上しないこと。

(注3) 適宜、事項を追加・削除を行って作成すること。

別紙 4

予 算 (精 算) 調 書

補助事業者名 : _____

(事業名 : 廃棄物処理施設モニタリング等事業)

総事業費 (A)	当該補助金額 (B)	補助事業者負担分 (C) = (A) - (B)	備 考
(円)	(円)	(円)	

様式 2（第 6 条関係）

識別番号	
番	号

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） ○○○○

記

1. 交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
2. 交付決定額は、次のとおりである。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
交付決定額 円
3. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
4. この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における交付要綱第 8 条に定める申請の取り下げをすることができる期間は、令和 年 月 日までとする。
5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式3（第12条第1項関係）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） 殿

市町村等の長

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付の決定を受けた廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金の交付申請書について、下記のとおり変更したいので、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 事業実施変更計画書
変更前と変更後がわかるように2段書きにした事業実施計画書の該当ページ及びその根拠資料を添付すること。
- 4 添付書類
その他適宜必要な参考資料
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金変更交付決定通知書

市町村等の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて変更交付申請のあった令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金については、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更交付することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） ○○○○

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 補助事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

補助事業に要する経費	金	円(既交付事業費)	円)
交付決定額	金	円(既交付決定額)	円)

ただし、事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 4 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 この交付決定の内容又は条件に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

(本件担当官の氏名、連絡先等)

担当官の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

様式 5（第13条第 1 項関係）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定の通知を受けた令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金を下記のとおり変更したいので、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第13条第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）
5. 同上の算出基礎
6. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注 1）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（注 2）用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金
計画変更承認（不承認）通知書

市町村等の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて提出のあった令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金計画変更申請書については、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認（不承認）したので通知する。

令和 年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長）〇〇〇〇

記

- 1 変更後の補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号計画変更申請書のとおりである。
- 2 その他については、令和 年 月 日付け 第 号交付決定通知書のとおりとする。
- 3 条件又は理由
※承認に際して条件を付す場合には本欄に記載する。
※不承認とした場合には不承認の理由を付して通知すること。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当官の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式7（第14条関係）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所又は福島地方環境事務所長） 殿

市町村等の長

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置
- 3 添付書類
その他適宜必要な参考資料
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金
中止（廃止）承認（不承認）通知書

市町村等の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて提出のあった令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金中止（廃止）申請については、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり承認（不承認）したので通知する。

令和 年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） ○○○○

記

1 中止（廃止）の承認（不承認）

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定を行った令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金については、中止（廃止）する（しない）。

2 その他

※承認に際して条件を付す場合には本欄に記載する。

※不承認とした場合には不承認の理由を付して通知すること。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当官の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式 10 (第 16 条第 1 項関係)

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

環境大臣 (又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長) 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定の通知を受けた令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金を完了しましたので、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交 付 決 定 額 金 円 (うち消費税相当額 円)

2. 補 助 金 充 当 額 金 円 (うち消費税相当額 円)

3. 調 査 対 象 期 間 令和 年 月分 から 令和 年 月分

4. 補 助 事 業 の 内 容

別紙 1 補助金所要額精算調書

別紙 2 モニタリング事業実施報告書

別紙 3 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理事業実施報告書 (事業実施計画書との変更点がわかるように2段書きにすること。)

別紙 4 精算調書

5. 添 付 書 類

別紙 2 関係

- (1) 検査機関が発行した調査対象期間の検査結果を示す書類の写し
- (2) モニタリング事業実施報告書に記載している支払金額を証明する書類の写しを含む。
- (3) その他適宜参考資料

別紙 3 関係

- (1) 帳簿及び証拠書類の写し (本事業により処理を行った廃棄物が廃棄物処理法の産業廃棄

物に該当する場合は、廃棄物処理法の委託基準に基づく委託契約書の写しや、運搬又は処分が終了したことを確認できる産業廃棄物管理票の写しを含む。また、請求書については、請求書の内訳において補助対象経費が明示されているものを添付すること。）

(2) 図面、写真 等

6. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(注1) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(注2) 「4. 補助事業の内容」の別紙2及び別紙3は該当する事業のみ提出すること。なお、別紙2のみの場合は別紙1及び別紙4の提出を要しない。

別紙2 モニタリング事業実施報告書

事業者名	事業者所在地

1. 施設の内容等							
施設名			施設の種類				
施設所在地							
2. モニタリング事業経費内訳 (単位：円)							
			補助事業に要した経費		補助金充当額		
事業区分及び補助対象経費	調査項目	調査対象月数(A)	単価(B)	補助対象経費の支出額(C)	交付決定額(D)	補助金充当額(C)と(D)を比較して少ない方の額(E)	備考
1. (1)	①						
2. (1)	②						
2. (1)	③						
2. (2)	④						
2. (2)	⑤						
3. (1)	③						
3. (2)	②						
3. (2)	③						
3. (3)	④						
3. (4)	⑥						
3. (4)	⑦						
3. (5)	④						
3. (5)	⑤						
補助金充当額合計							

- (注1) 「施設の種類」については、「特定一般廃棄物処理施設」若しくは「特定産業廃棄物処理施設」を記載。
- (注2) 「事業区分及び補助対象の経費」及び「調査項目」については別表1を参照し、交付決定した経費の内容記載し、交付対象外の項目については適宜削除。
- (注3) 「補助対象経費の支出額」については、月単価の算出ができないなど、調査対象月数全体で金額を算出する場合は、「単価」の欄には「-」を記載し、「補助対象経費の支出額」の欄には総価を記載し、備考欄には「測定費用総額記載」と記載。
- (注4) 「単価」及び「補助対象経費の支出額」の欄は消費税相当額を含んで報告する場合は、消費税相当額を含んだ金額を記載。
- (注5) 「調査項目」④又は⑥については、埋立処分開始前の測定費用を含む場合は、「補助対象経費の支出予定額」の欄には埋立処分開始前と埋立処分開始後の測定費用の総価を記載し、備考欄には「埋立処分開始前経費含む」と記載。
- (注6) 複数の処理施設について報告する際は、モニタリング事業実施報告書を施設毎に作成する。その際には、各モニタリング事業実施報告書の「補助金充当額合計」の金額を積み上げた合計金額を実績報告書の「補助金充当額」に記載し、実績報告書に全てのモニタリング事業実施報告書を添付。
- (注7) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

様式 11 (第 16 条第 2 項関係)

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

環境大臣 (又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長) 殿

市町村等の長

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金について、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金 金 円 (令和 年度実績)
金 円 (令和 年度計画)
- 2 事業報告書
別紙 1 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理事業実施報告書 (事業実績とともに翌年度以降の計画を記載すること。)
別紙 2 精算調書 (実績額とともに翌年度以降計画額を記載すること。)
- 3 添付書類
その他適宜必要な参考資料
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式 12 (第 17 条第 1 項関係)

番 号

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付額確定通知書

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号にて提出のあった事業実績報告に基づき、下記のとおり確定したので、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） ○○○○

記

確定額 金 円

(本件担当官の氏名、連絡先等)
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式13（第18条第2項関係）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金精算（概算）払請求書

番 号
年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（交付額確定）の通知を受けた令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金の概算払（精算払）を受けたいので、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）

金 円

2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払受領 済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3. 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・職名・氏名

（2）担当者の所属部署・職名・氏名

（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注）用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

様式14（第20条第1項関係）

令和 年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金の仕入に係
る消費税相当額報告書

番 号
年 月 日

環境大臣（又は東北地方環境事務所長又は福島地方環境事務所長） 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった令和 年度
廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金について、廃棄物処理施設モニタリング等事業費
補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報
告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第17条第1項による額の確定額）
円
2. 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額
円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
円
4. 補助金返還相当額（3. - 2.）
円
5. 参考となるその他書類（3. の金額の積算の内訳等）
6. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注）用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

様式15（第21条関係）

取得財産等管理台帳（令和 年度）

財産名 （備品等名）	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

（注1）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱第22条第1項に規定する処分制限額以上のものとする。

（注2）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注3）取得年月日は、検収年月日を記載すること。